

● 柏崎市地域防災計画 修正案について

地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

修正の背景

○防災基本計画 修正

- R4(2022).6
- ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正
 - ・最近の施策の進展等を踏まえた修正

○新潟県地域防災計画 修正

- R5(2023).3
- 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
 - 【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正

修正案の概要

1 積雪期の交通確保を踏まえた修正

- 幹線道路の交通確保対策について追記

2 建築物の雪害予防を踏まえた修正

- 屋根雪処理時における転落事故防止への啓発について追記

3 大規模停電時の対応を踏まえた修正

- 電力供給機関の行政機関等との連携

4 原子力災害における防災業務関係者に関する修正

- 防災業務関係者のうち、放射線防護対策を実施する必要がある者の明確化
- 防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者の参考とする防護指標の明確化

柏崎市地域防災計画修正案の概要

柏崎市地域防災計画 修正案の概要 (「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」「原子力災害対策編」)

令和4(2022)年6月の防災基本計画及び令和5(2023)年3月の新潟県地域防災計画の修正等を踏まえ、「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」において所要の修正を行う。

令和4(2022)年6月の防災基本計画及び令和4(2022)年7月の原子力災害対策指針並びに令和5(2023)年3月の新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)等の修正等を踏まえ、「原子力災害対策編」において所要の修正を行う。

主な修正項目

1 積雪期の交通確保を踏まえた修正

- 幹線道路の交通確保対策について追記

2 建築物の雪害予防を踏まえた修正

- 屋根雪処理時における転落事故防止への啓発について追記

3 大規模停電時の対応を踏まえた修正

- 電力供給機関の行政機関等との連携

4 原子力災害における防災業務関係者に関する修正

- 防災業務関係者のうち、放射線防護対策を実施する必要がある者の明確化
- 防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者の参考とする防護指標の明確化

1 積雪期の交通確保を踏まえた修正

積雪による大規模な車両滞留への対応

要旨

- ・道路管理者などの関係機関と十分な連携を図り、車両滞留への速やかな対応について追記
- ・柏崎市の車両滞留に係る広報体制について追記

第2章第7節 積雪期の交通確保計画

1 幹線道路等の交通の確保対策

ア 道路管理者等の関係機関の十分な連携

短期間の集中的な降雪時においても、人命を最優先に、幹線道路等の大規模な車両滞留の回避や、速やかな交通の回復を図るため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練を実施するなど除排雪の体制整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

イ 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消

大雪の発生が事前に予想される場合は、道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら、不要不急の出控えや在宅勤務の推進など行動変容につながる呼びかけを行うとともに、事前に周知・広報した上で予防的通行規制を実施すること等により、大規模な交通障害が発生しないよう努める。

また、短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン（段階的な行動計画）に基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。

ウ 大規模な車両滞留発生時の対応

大規模な車両滞留が発生した場合は、関係機関が連携し、速やかな乗員保護活動を行うとともに、集中的な除雪の実施など、交通障害の早期解消に努める。

また、大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための資機材の配備などのほか、乗員の保護のため滞留車両への燃料供給、充電対応、食料・水の供給及びトイレの確保等の体制整備に努める。

9 市民及び道路利用者への広報等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な広報を行う。市においては、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、SNS、柏崎コミュニティ放送との連携によるラジオ放送等において周知を行う。

また、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

大規模な車両滞留などの緊急事態が発生した場合は、これらの支援にあたるほか、関係機関と24時間連絡がとれる体制を構築し、情報収集及び発信に努める。

2 建築物の雪害予防を踏まえた修正

屋根雪処理時における転落事故防止への啓発

要旨

命綱固定アンカー設置に係る支援及び普及啓発について追記

第2章第4節 建築物の雪害予防計画

1 一般建築物の雪害予防

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

イ 屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、市は、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

(ア) 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

(イ) 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

3 大規模停電時の対応を踏まえた修正

電力供給機関の行政機関等との連携

要旨

大規模停電発生時における行政機関等との連携について追記

第2章第12節 電力施設等災害予防計画

3 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

なお、停電発生時において復旧までの間にポータブル蓄電池・発電機等の住民の生活に必要な応急的な発電用資機材については、行政機関等とも協議し、支援を仰ぐ。

5 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。
また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

さらに、行政機関等との情報共有、資機材の応援要請等を円滑に図るため、役割分担等もあらかじめ協議しておく。

第3章第31節 電力施設等応急対策

3 応急対策

(5) 行政との連携

応急工事の迅速な着手・完了のため、以下の事項について行政機関等との連携を図る。

ア 必要な道路の確保（国県市道等の樹木伐採・除雪）

イ 地域住民へのポータブル蓄電池・発電機及びそのために必要な燃料の供給

ウ プラグインハイブリッド車を活用した電源の供給

4 原子力災害における防災業務関係者に関する修正

防災業務関係者のうち、放射線防護対策を実施する必要がある者の明確化

要旨

災害応急対策及び災害復旧活動に関わる者について、原子力災害対策特別措置法第26条第1項で規定する緊急事態応急対策を行う者に修正

第3章 緊急事態応急対策

第12節 防災業務関係者防護対策

1 方針

市は、県の協力のもと、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

(参考) 原子力災害対策特別措置法第26条第1項で規定する緊急事態応急対策とは

- ・原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ・放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項 など

4 原子力災害における防災業務関係者に関する修正

防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者の参考とする防護指標の明確化

要旨

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者について、国の基準が定められるまでの間の参考とする防護指標を明確化

第3章 緊急事態応急対策

第12節 防災業務関係者防護対策

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

防災業務関係者の防護指標 (放射線防護に係る法令の適用を受けない者)

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSvを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100mSvを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を合わせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300mSv 皮膚：等価線量で1Sv

● 柏崎市水防計画 修正案について

水防計画とは

水防計画は、指定水防管理団体たる市が、水防法の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる洪水、津波等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することも目的として定めるものである。

修正の背景

OR4(2022).5 新潟県水防計画 修正

- 県所管水位観測所の追加（2級河川別山川（栄橋））

OR4(2022).6 柏崎地域振興局地域整備部管内水防計画 修正

- 同上

修正の概要

1 県所管水位観測所の追加

- 新潟県知事により別山川（栄橋）が水位周知河川に指定された。
これにより、避難情報の発令基準となる水位が下記のとおり変更となった。

避難判断水位（警戒レベル3相当）：12.95m （変更前：13.25m）

氾濫危険水位（警戒レベル4相当）：13.26m （変更前：14.10m）